

登別市国民健康保険税の減免に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、登別市税条例（昭和25年条例第26号。以下「条例」という。）第153条第1項第2号及び第3号（災害被害者に対する個人の市民税、固定資産税並びに国民健康保険税の減免に関する条例（昭和43年条例第23号）の適用を受けるものを除く。）に規定する国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の原則)

第1条の2 保険税の減免については、申請の内容を十分精査し、他の納税義務者との均衡を失することのないよう適正に決定しなければならない。

(減免の対象)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより生活が著しく困窮し、保険税を納付することが困難であると認められる場合について、保険税を減免することができる。

- (1) 納税義務者又はその世帯の生計を主として維持する者の収入が、死亡、心身の重大な障がい、疾病、負傷等により、著しく減少したとき。
- (2) 納税義務者又はその世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したとき。
- (3) 保険税の賦課期日以後において生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けたとき。
- (4) 被保険者が、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により、療養の給付等の制限を受けたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、これらと同程度の特別の事情がある場合であって、市長が特に必要があると認めるとき。

(減免の期間)

第3条 減免の対象となる保険税は、第5条の申請書の提出があった日の属する年度（以下「減免対象年度」という。）に課された保険税とする。ただし、前条第4号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(減免の割合等)

第4条 国民健康保険税の減免を行う場合の減免割合等は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定により算定された減免額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(減免の申請)

第5条 条例第153条第2項の申請書は、国民健康保険税減免申請書（別記様式第1号）とする。

- 2 保険税の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前項の申請書に別表第2に定める書類等の写し（以下「証明書類」という。）を提

- 出すものとする。ただし、公簿等で確認ができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前2項の規定により申請者から申請書及び証明書類（以下「申請書等」という。）の提出があった場合において、当該申請書等の内容について補正を行う必要があると認めるとき、又は証明書類が不足していると認めるときは、申請者に対して補正又は証明書類の追加を求めることができる。
- 4 市長は、申請書等を受理したときは、これを速やかに審査の上、国民健康保険税減免（承認・不承認）決定何書（別記様式第2号）により処理をし、国民健康保険税減免（承認・不承認）決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の不承認）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保険税の減免の申請を承認しないものとする。

- （1）申請者の属する世帯が第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- （2）申請者の属する世帯が別表第1に定める条件又は基準に合致しないこと。
- （3）申請書の提出のあった日が減免対象年度の最終納期限前でないこと（第2条第4号に掲げる場合を除く。）。
- （4）申請者が証明書類の提出に応じず、又は事情聴取に応じないこと。
- （5）申請者が虚偽の申請をしたこと。

（減免の取消し）

第7条 市長は、納税義務者が虚偽の申請その他不正の行為により保険税の減免を受けたことを発見したとき、又は保険税の減免を受けるべき理由が消滅したと認めたときは、直ちにその者に係る減免の全部又は一部を取り消し、国民健康保険税減免取消通知書（別記様式第4号）により納税義務者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する場合のほか、納税義務者が現に決定を受けている減免額を超える保険税の減免を受けることができる事由が新たに生じた場合で、当該新たな事由による保険税の減免の申請があったときは、当該現に受けている保険税の減免を取り消すものとする。

（減免額の変更）

第8条 市長は、減免の決定後に、賦課額等に変更が生じたときは、新たに減免額を決定することができる。この場合においては、再度減免の申請があったものとみなし、第4条の規定に基づき減免額を算定する。

（その他）

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成21年訓令第9号）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成21年4月1日から施行する

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免対象者）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者に係る令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。）が定められている保険税（資格取得、所得申告等の届出又は申告が遅延したために、令和2年1月以前分の保険税の納期限が令和2年1月1日以降となる場合については、令和2年1月以前分に相当する額を除く。）の減免については、第2条、第3条、第4条、第5条第2項（同項ただし書に規定する部分を除く。）、第6条（第4号及び第5号を除く）及び第8条の規定にかかわらず、この条から附則第5条までの規定を適用する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、主たる世帯の生計を維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯で、次のいずれにも該当する場合
 - ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償その他これに類するものにより補填されるべき金額を控除した額）が令和元年中における当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ウ 主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下であること。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、主たる生計維持者が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（非自発的失業者）であつて、減少することが見込まれる事業収入等が給与収入のみである場合は、この要綱に基づく保険税の減免は行わないものとする。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免額等）

第3条 前条の規定により保険税の減免を行う場合の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1項第1号に該当する場合 保険税額の全部
- (2) 前条第1項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。） 次の算式により算出した金額
減免額＝（A×B／C）×D
備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

- A 主たる生計維持者の保険税額
- B 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
- C 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和元年中の合計所得額
- D 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、令和元年中の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

世帯の主たる生計維持者分の令和元年中の合計所得金額	減免割合
300万円以下であるとき。	10分の10
300万円を超え、400万円以下であるとき。	10分の8
400万円を超え、550万円以下であるとき。	10分の6
550万円を超え、750万円以下であるとき。	10分の4
750万円を超え、1,000万円であるとき	10分の2

2 前項第2号の規定により算出した金額に100円未満の端数があるときは、こ

れを切り上げる。

(減免の申請に係る添付書類)

第4条 前2条の規定により減免を受けようとする主たる生計維持者は、必要事項を記載した第5条に規定する国民健康保険税減免申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し、提出するものとする。

- (1) 附則第2条第1項第1号に規定する場合 死亡診断書、医師の診断書、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条に基づく勧告書面その他これらに類するもの
- (2) 附則第2条第1項第2号に規定する場合 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る事業内容を明らかにする書類、主たる生計維持者の令和元年中の収入に関する書類、主たる生計維持者の令和2年中における収入及び収入の見込みに関する書類及び保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額を確認できるもの
- (3) 前条第1項第2号備考Dただし書に規定する場合 退職証明書、個人事業の開業・廃業等届出書その他これらに類するものにより事業の廃止又は失業を確認できる書類及び事業内容を明らかにするもの

(既に納付した保険税の減免)

第5条 減免の対象となる保険税に既に納付した保険税がある場合において、納入前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められるときは、納入後においても減免を行うことができる。

附 則 (平成25年訓令第22号)

この訓令は、平成25年11月5日から施行し、この訓令による改正後の登別市国民健康保険税の減免に関する事務取扱要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年訓令第24号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年訓令第18号)

この訓令は、令和2年6月11日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

事由	減免割合等	
第2条第1号及び第2号	当該世帯の所得金額の計が1,000万円以下である場合	
	当該世帯の見込所得金額の計／ 当該世帯の保険税の算定根拠となった所得金額の計	減免割合
	3割未満	保険税額の10分の7
	3割以上4割未満	〃 の10分の6
	4割以上5割未満	〃 の10分の5
	5割以上6割未満	〃 の10分の4
	6割以上7割未満	〃 の10分の3
	7割以上8割以下	〃 の10分の2
	1 見込所得金額は、原則として、保険税の賦課期日の属する年の1月1日から12月31日までの所得をもって算定した年間収入金額について、次に掲げる方法により算出した額の合計額とする。 (1) 事業による収入については、その必要経費に相当する額を控除して得た額 (2) 給与、賞与、雇用保険失業給付金等の収入については、	

	<p>給与所得控除額に相当する額を控除して得た額</p> <p>(3) 各種年金（非課税年金を含む。）の収入については、公的年金控除に相当する額を控除して得た額</p> <p>(4) 仕送り等のその他の収入については、その収入額</p> <p>2 年間収入金額は、次のとおり算出する。</p> <p>(1) 収入金額が確定しているもの及び推定できるものは、その金額を年間収入金額とする。</p> <p>(2) 収入金額が一定していないが現に収入が継続しているもの又は収入が継続する見込みのあるものは、申請前3か月の平均月収（収入月が3か月未満の場合は、その間の平均の収入月額）にその年の収入が継続すると予想される月数を乗じた額を年間収入金額とする。</p> <p>(3) 前2号で推計することが困難である場合は、申請者の申告する額を年間収入金額とする。</p> <p>3 前2項の見込所得金額の算出に当たっては、地方税法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないで計算するものとする。また、医療費等の控除は行わないものとする。</p> <p>4 前3項の条件及び基準により算定した減免後の保険税額が見込所得金額で保険税を再算定した額より低い場合は、この表の減免割合は用いず、減免前の保険税額から見込所得金額により算出した保険税額を控除した額を減免額とし、減免後の保険税額を算定する。</p> <p>5 所得の減少事由が譲渡所得や一時所得など一時的なものである場合は、対象外とする。</p>
第2条第3号	現年度分に係る未納保険税額の全額
第2条第4号	<p>拘禁等の事由が生じた日の属する月から当該事由の消滅した日の属する月の前月までの期間の当該被保険者に係る所得割及び均等割保険税月割額の全額を免除する。</p> <p>ただし、当該被保険者が単身世帯を形成している場合は、平等割保険税月割額の全額をあわせて免除する。</p>
第2条第5号	市長が必要と認める割合

別表第2（第5条関係）

事由	必要な書類
第2条第1号及び第2号	<p>確定申告書の控え</p> <p>給与支払明細書又は源泉徴収票</p> <p>年金支払通知書、休廃業届又は退職したことがわかる書類</p>

	その他収入を確認できる書類
第2条第3号	生活保護受給証明書
第2条第4号	在監証明書等拘禁等されたことがわかる証明書
第2条第5号	市長が必要と認める書類

別記様式第1号（第5条関係）

国民健康保険税減免申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

個人番号

電 話

登別市税条例第153条の規定により、次のとおり減免を申請します。

なお、申請にあたっては、市長の求めに応じ必要な資料の提出及び事情の聴取に対して誠実に対応することを誓約いたします。

保険証番号	年 度	通知書番号	期 別	年 税 額
申請理由				
<input type="checkbox"/> （1）死亡、心身の重大な障害、疾病、負傷等により減収したため				
<input type="checkbox"/> （2）事業又は業務の休廃止、事業における損失、失業等により減収したため				
<input type="checkbox"/> （3）保険税の賦課期日以後に生活保護世帯となったため				
<input type="checkbox"/> （4）少年院、刑事施設その他これらに準ずる施設に収容され、療養の給付等の制限を受けたため				
<input type="checkbox"/> （5）その他				
具体的な理由				

注：減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

家 族 の 状 況				
氏 名	続柄	生 年 月 日	年 齢	職 業 及 び 勤 務 先

今 年 の 見 込 所 得 金 額 (円)				
氏 名	収入の種類	収入金額	所得控除額	所得金額
合 計				

決裁	
----	--

国民健康保険税減免（承認・不承認）決定伺書

別紙申請について、登別市税条例第153条の規定により、次のとおり（承認・不承認）決定してよろしいか。

記

住 所			電 話		
氏 名			保険証 番 号		
年 度	期 別	年 税 額	減 免 額	減 免 後 の 額	
登別市国民健康保険税の減免に関する事務取扱要綱第 条第 号該当					

生活の状況等

減免算定額

第2条第1号及び第2号該当

当該世帯の見込所得金額の計①	円
当該世帯の保険税の算定根拠となった所得の計②	円
収入割合 (① / ②)	割
減 免 割 合	10分の(7・6・5・4・3・2)
減免割合による減免後の保険税額	円
見込所得金額により算定した保険税額	円
減 免 後 の 保 険 税 額	円

第2条第3号該当

生活保護世帯となった日	
資格喪失により月割算定した後の賦課額①	円
納付済の保険税額②	円
減免額 (①-②)	円

第2条第4号該当

拘禁されていた期間	
拘禁期間に係る所得割①	円
拘禁期間に係る均等割②	円
拘禁期間に係る平等割(単身世帯のみ)③	円
拘禁期間に係る減免額(①+②+③)	円
減 免 後 の 保 険 税 額	円

第2条第5号該当

市長が必要と認める減免割合	
減 免 額	円
減 免 後 の 保 険 税 額	円
特別な事情の内容	

国民健康保険税減免（承認・不承認）決定通知書

第 年 月 日 号

様

登別市長 印

先に申請されました国民健康保険税の減免について、登別市税条例第153条第1項第2号及び第3号（登別市国民健康保険税の減免に関する事務取扱要綱第 条第 号）の規定に（該当する・該当しない）ので、次のとおり通知します。

記

区分	年税額	《税額の内訳》											
		年度分			納税通知書番号							保険証番号	
		4月	5月	6月 (1期)	7月 (2期)	8月 (3期)	9月 (4期)	10月 (5期)	11月 (6期)	12月 (7期)	1月 (8期)	2月 (9期)	3月 (10期)
当初税額													
減免税額													
減免後税額													

《減免に該当しない理由》

○教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

国民健康保険税減免取消通知書

第 年 月 日 号

様

登別市長 印

年 月 日付け 第 号で決定しました国民健康保険税の減免については、次のとおり取り消しましたので、通知します。

記

《税額の内訳》 年度分 納税通知書番号 保険証番号

区分	年税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				(1期)	(2期)	(3期)	(4期)	(5期)	(6期)	(7期)	(8期)	(9期)	(10期)
当初税額													
減免税額													
減免後税額													

《減免取消理由》

○教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。